

丹波篠山市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市では、平成30年4月から道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定により、国土交通大臣の登録を受けた市町村有償旅客運送事業について、「丹波篠山市自家用有償旅客運送条例」を定めて運行しています。

これまで大芋線、後川線、西紀北線、西紀中線、村雲線の5路線で運行をしていましたが、村雲線においては、本年11月1日よりデマンドバスが運行することとなり、自家用有償旅客運送を行う必要が無くなったことから、当該路線を削除するために条例の一部を改正します。

2 改正の内容

(1) 運行路線について（別表第1）

村雲線を削除します。

(2) 使用料について（別表第2）

区分欄の「村雲地区については大芋地区を」を削除します。

3 施行期日

公布の日

丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定め、法に定められた事務以外でマイナンバーを利用した情報連携が可能となるようにしています。

（1）法別表第2の削除に伴う改正

法に定められた事務に準ずる事務についてもマイナンバーの利用を可能とし、情報連携を必要とする機関間の情報連携を速やかにするため、令和6年5月27日に改正法が施行されました。これにより、条例で引用している「法別表第2」が削除され、法で定められた事務については、主務省令に規定することとなったことを受け、条例の一部を改正します。

（2）システム標準化に伴う改正

自治体情報システム標準化に伴い、住登外者（住民登録はないが、事務処理に当たって記録しておく必要がある者）の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなり、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があると示されたため、条例の一部を改正します。

2 改正の内容

（1）法別表第2が削除されたことから、新たな用語として、第2条第5号に「特定個人番号利用事務」、第6号に「利用特定個人情報」の定義を行います。

また、法別表第2を引用していた第4条第1項、第3項、第5条第1項第2号の引用箇所を修正します。

(2) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を別表第1、第2、第3に追加します。

【別表第1関係】

・独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加します。

【別表第2・別表第3関係】

・特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加します。

3 施行期日

公布の日

4 参考

(1) 条例に規定するマイナンバーの利用範囲

条例は、市がマイナンバーを利用する事務の範囲を規定しています(第4条第1項)。これにより、市が独自にマイナンバーを利用する事務(独自利用事務)を設けることや、市長部局内でのマイナンバー情報の授受、市長部局から教育委員会へのマイナンバー情報の提供が可能となっています。また、情報連携により他の地方公共団体等からマイナンバー情報を取得し、利用することも可能となっています。

(2) 情報連携の概要

情報連携とは、行政機関等同士が情報提供ネットワークシステムを使用して、行政手続に必要な情報をやり取りすることをいいます。情報連携を活用し、事務に必要な特定個人情報を取得することで、住民に提出を求めていた紙媒体の添付書類(課税証明書等)を省略することなどが可能となります。

丹波篠山市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市女性委員会は、平成11年度に第1期が設置され、18名のメンバーでスタートしました。以降、令和6年8月までに第11期を数え、延べ108名の女性委員が市政の各分野について調査・研究を行い、女性の視点から政策提言を行うことで、「男女共同参画社会」の実現に向けた重要な取組として活動してきました。

しかし、平成28年施行の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）などの法整備に伴い、近年の女性を取り巻く環境にも変化が見られる中、女性委員会の委員から、「女性の視点」という考え方が今の時代にそぐわないとの声があり、これからは、性別にかかわらず多様な意見が尊重されるべきとの意見もありました。

また、丹波篠山市における全62審議会の女性委員の登用率は、令和6年4月1日時点で40.2%であり、令和2年度の25.3%から大幅に増加しています。さらに、法律や条例に基づいて設置された45審議会においても41.2%であり、高い登用率となっています。

このようなことから、丹波篠山市女性委員会を廃止し、今後は「女性」のみにとらわれることなく、多様な意見を市政に反映させるため、より広範な視点から「男女共同参画社会」の実現に向けて進めていくこととします。

以上を踏まえ、丹波篠山市附属機関設置条例の一部を改正するものです。

なお、丹波篠山市女性委員会廃止後は、令和4年に設置した丹波篠山市男女共同参画審議会を中心に男女共同参画の推進についての調査や審議を行い、必要に応じて市長に意見を述べることとします。

2 改正の内容

別表中「丹波篠山市女性委員会」の項を削ります。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 条例改正に伴う関係条例の規定整備

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表中「女性委員会」の項を削ります。

丹波篠山市まちづくり条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市まちづくり条例では、一定規模以上の開発行為や土地の改変などを行おうとするときは、市へ事前協議及び許可申請を必要としています。また、国又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」といいます。）が行う開発行為等については、事前協議及び許可申請に代えて、その内容について通知を必要としています。

現行の丹波篠山市まちづくり条例では、通知に係る開発行為等が丹波篠山市のまちづくりに支障があると認めるときは、必要な協議をすることができるとしていますが、協議内容が明らかでないため、公共工事において景観への配慮など十分な協議がなされなかった事案があったことや、今後の公共工事に際して協議の円滑化を図る上でも、どのような協議を求めるのか、その協議内容を明確にし、必要な場合に确实な協議を実施するため、丹波篠山市まちづくり条例の一部を改正します。

2 改正の内容

第 1 5 条第 1 項に規定する国等が行う開発行為等の通知について、同条第 2 項中に、第 4 条第 3 項各号に掲げる計画と整合を図るよう協議を求めることを明記し、協議内容を明確にします。

3 施行期日

公布の日

議案第72号説明資料

丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

歴史美術館、武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び青山歴史村は、丹波篠山市の歴史文化の情報発信、学習の場として運営しており、年間10万人を超える方々に入館いただいています。4館の入館料には、各館入館料のほかに共通入館料があります。「大人」の共通入館料は、各館入館料の合計金額1,200円の50%割引の600円となっています。また、大学生以下の共通入館料は、57%割引となっており、「大学生、高校生」が300円、「中学生、小学生」が150円となっています。

これまで4館の入館料の見直しは行ってきておらず、維持管理経費が年々増加するなど社会情勢が変化する中、適切な料金体系とするため、共通料金の改正を行うものです。

2 改正の内容

共通入館料の割引率をすべての区分で統一して25%に見直し、条例第2条第1項に定める共通入館料を「大人」は600円から900円に、「大学生、高校生」は300円から500円に、「中学生、小学生」は150円から300円に改めます。

区分	旧	新
大人	600円	900円
大学生、高校生	300円	500円
中学生、小学生	150円	300円

3 施行期日

令和7年4月1日

丹波篠山市児童発達支援センターの指定管理者の指定について

丹波篠山市児童発達支援センターの指定管理候補者について、下記のとおり選定しました。

記

1 選定した指定管理候補者

所在地 : 丹波篠山市沢田120番地3
指定管理候補者名 : 社会福祉法人わかたけ福社会
代表者名 : 理事長 明山 重則

2 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

3 提案指定管理料

令和7年度 : 41,430千円
令和8年度 : 42,266千円
令和9年度 : 43,113千円
令和10年度 : 43,971千円
令和11年度 : 44,840千円

4 管理運営

(1) 運営方針

心身の発達に支援を要する児童に対し、健全な発育の促進を図るための施設である児童発達支援センターにおいて、障がい児に対する通所サービスの効果及び効率を向上させ、もって障がい児の福祉の増進を図っていきます。

そのために、子どもたちをはじめ保護者、ご家族の方々が安心して通所できる環境づくりに努め、第3次丹波篠山市総合計画にうたわれている「すべての人が尊重され、生き生きと暮らせるまちづくり」を目指すとともに、子どもたちの希望と幸せにつながる施設運営を行います。

(2) 取組内容

児童発達支援に係る専門職である言語聴覚士、作業療法士、保育士を配置し、心身の発達に支援を要する児童に対し、日常生活における基本的動作の

指導、知識技能の付与及び集団生活の適応訓練を行うことにより、児童の健全な発育の促進を図っていきます。

利用者アンケートを引き続き実施し、利用者の要望を把握し、業務に反映します。

感染症対策としては、法人内に感染対策委員会を設置し、年4回の定期的な開催と感染発生時には必要に応じて随時開催し、まん延防止に努め、安全、安心及び安定的な運営を維持します。

5 指定管理者選定委員会での審議

(1) 丹波篠山市児童発達支援センターに係る指定管理候補者検討会での評価結果を受け、11月1日に開催した指定管理者選定委員会において、社会福祉法人わかたけ福祉会を指定管理候補者として選定することが妥当としました。

(2) 丹波篠山市指定管理者選定委員会委員名簿

氏名	役職等	備考
堀井 宏之	副市長	委員長
丹後 政俊	教育長	副委員長
竹見 聖司	企画総務部長	
西羅 忠和	行政経営部長	
酒井 寛興	学校教育部長	

6 指定管理候補者検討会での評価

(1) 指定管理候補者の検討及び評価のため、外部委員等5名より構成する「指定管理候補者検討会」を設置し、指定管理候補者を公募したところ1者の申請があり、10月16日に申請書類及び提案内容を総合的に評価し、社会福祉法人わかたけ福祉会を指定管理候補者として指定管理者選定委員会へ推薦しました。

(2) 丹波篠山市児童発達支援センター指定管理候補者検討会委員名簿

氏名	役職等	備考
福西 寿美子	保健福祉部長	委員長
畠中 悦子	丹波篠山市地域自立支援協議会 副会長	副委員長
澤 雅史	税理士	
酒井 和正	丹波篠山市社会福祉協議会 事務局長	
依田 善裕	丹波篠山市立篠山養護学校 校長	

【評価結果一覧表】

評価項目	配点	申請者
		社会福祉法人わかたけ福祉会
管理運営の基本的な考え方	10	7.67
市民サービスの向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	10	6.80
費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組	10	6.40
危機管理体制の確保	15	10.67
その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	5	3.47
申請団体の管理運営体制	15	9.33
申請団体の経理的基礎	10	6.67
申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	10	7.07
提案価格	10	6.00
自主事業	5	3.00
合 計	100	67.08

7 総評

指定管理候補者は、応募資格及び条件を満たしており、かつ、丹波篠山市児童発達支援センター指定管理者募集要項及び業務仕様書に示す内容を遵守した提案内容でありました。また、指定管理候補者検討会において、児童発達支援センター管理運営に関する事業実績、危機管理体制及び経営状況に対して概ね良好な評価であったため、丹波篠山市児童発達支援センターの指定管理者としての管理運営能力を有していると認めました。

さらに、現在の指定管理者として運営を行っている指定管理候補者は、丁寧かつ心情に配慮した接遇を心掛けておられ、利用者や保護者、ご家族の方々から評価を得ています。

よって、継続して指定管理を行うことについて、支障がないと認めて、社会福祉法人わかたけ福祉会を丹波篠山市児童発達支援センターの指定管理候補者として選定しました。

令和5年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1 提案の理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、議会の議決を経て行わなければならないことから、令和5年度の未処分利益剰余金にかかる処分の議決を求めるものです。

2 処分の理由及び内容

令和5年度の未処分利益剰余金640,964,162円は、令和4年度の未処分利益剰余金を、令和5年度に処分を行った際の残額344,403円に、令和5年度の純利益284,679,759円と、令和5年度の企業債償還に充てるため取り崩した減債積立金348,179,000円並びに建設改良工事の財源として取り崩した建設改良積立金7,761,000円を加算した額です。

処分については、このうち次年度以降の企業債償還に充てるため273,000,000円を減債積立金に積み立て、建設改良工事の財源とするため12,000,000円を建設改良積立金に積み立てます。

また、減債積立金並びに建設改良積立金の取崩額355,940,000円については、令和5年度の企業債償還と建設改良工事に使用したため、資本金に組み入れることとします。

そして残額24,162円は、次年度へ繰り越します。

○未処分利益剰余金の内訳

	未処分利益剰余金
令和4年度末残高	494,398,403円
令和5年度処分	△494,054,000円
令和5年度処分後残額	344,403円
令和5年度純利益	284,679,759円
令和5年度減債積立金取崩額	348,179,000円
令和5年度建設改良積立金取崩額	7,761,000円
令和5年度末残高	640,964,162円

○減債積立金の積立

	減債積立金
令和5年度末残高	189,999,521円
議会の議決による処分	273,000,000円
減債積立金への積立	273,000,000円
処分後残高	462,999,521円

○建設改良積立金の積立

	建設改良積立金
令和5年度末残高	278,541,980円
議会の議決による処分	12,000,000円
建設改良積立金への積立	12,000,000円
処分後残高	290,541,980円

○資本金の組入

	資本金
令和5年度末残高	3,354,516,774円
議会の議決による処分	355,940,000円
資本金への組入	355,940,000円
処分後残高	3,710,456,774円

令和5年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1 提案の理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、議会の議決を経て行わなければならないことから、令和5年度の未処分利益剰余金に係る処分の議決を求めるものです。

2 処分の理由及び内容

令和5年度の未処分利益剰余金404,529,133円は、令和4年度の未処分利益剰余金を、令和5年度に処分を行った際の残額565,933円に、令和5年度の純利益130,963,200円と、令和5年度の企業債償還に充てるため取り崩した減債積立金273,000,000円を加算した額です。

減債積立金の取崩額273,000,000円については、令和5年度の企業債償還に使用したため、資本金に組み入れることとします。

そして、残額131,529,133円は、次年度へ繰り越します。

○未処分利益剰余金の内訳

	未処分利益剰余金
令和4年度末残高	723,565,933円
令和5年度処分	△723,000,000円
令和5年度処分後残額	565,933円
令和5年度純利益	130,963,200円
令和5年度減債積立金取崩額	273,000,000円
令和5年度末残高	404,529,133円

○資本金の組入

	資本金
令和5年度末残高	6,191,804,585円
議会の議決による処分	273,000,000円
資本金への組入	273,000,000円
処分後残高	6,464,804,585円